

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	とちぎ山車会館の入館の禁止又は退館命令
根拠法令等及び条項	とちぎ山車会館条例第10条
	根拠条項 とちぎ山車会館条例第10条
	参考事項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ山車会館条例抜粋 (入館の禁止等)</p> <p>第10条 市長は、山車会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。</p>